

(様式 2)

調査報告

舞鶴市議会議長 様

平成 28 年 8 月 26 日

会派代表者氏名 上羽 和幸

このたび、調査・研究をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 参加氏名 上羽和幸、松田弘幸、小谷繁雄、杉島久敏
- 2 調査・研修地 北海道札幌市（北海道大学「わかばカフェ」の取り組みについて）
茨城県つくば市（つくばモビリティロボット実験特区について）
東京都八王子市（障害のある人もない人も共に安心して暮らせる
八王子づくり条例について）
- 3 期 間 平成 28 年 7 月 25 日 ～ 7 月 27 日
- 4 経 費 ￥403,500
- 5 結果の概要 ①面会者 北海道大学「わかばカフェ」 蛭田悠子

つくば市 科学技術振興部 科学技術・特区推進課
企画監兼課長補佐 新関清美
主任 中村孟 主査 大垣博文

八王子市 福祉部障害者福祉課 課長 古川由美子
福祉部障害者福祉課 主査 三谷清人

②調査・研究内容・・・ 別紙にて次の事項を記載

○視察先：北海道大学病院（わかばカフェ）

○視察先所在地：〒札幌市北区北14条西5丁目 ☎011-706-7631

○視察目的・内容

【 目 的 】

わかばカフェの取り組みについて

【 調査項目 】

- ① わかばカフェ開設の経緯等について
- ② わかばカフェの運営等について
- ③ 今後の課題について

【実績と成果】

子育て世代のがん患者さんを対象に開設されたサロンである。

- ① さくらんぼ会（手稲溪仁会）を前身とし「みんなで朗らかに」との思いからスタート。子育てサロンとしての開設は道内では唯一であり、全国的にも数少ない取り組みである。
- ② 担当者は1名。がん種を絞らず、毎週祝日を除く月曜日、週1回のペースで開催、参加者数は平均5～7名で、がん闘病中の40～50歳代が中心。ただし、冬季間は天候により左右される。また、子どもに病状を伝えるフォークツリー（企業）と製薬会社が共同でカフェ患者に向けた冊子の作成を行っている。
- ③ 現在、担当者が1名であることから、不在時はカフェを休みにせざるを得ない状況であり、担当スタッフの不足は否めない。しかし、すぐにスタッフの養成が可能とはいかないと思われる。また、急性期病院のため手術目的の患者さんが多く、カフェ参加の話をすると不信感を持たれる結果となることなどから告知をしづらい。また、診断後間もない患者さんに対して、すぐに参加の呼び掛けは切り出しにくい。参加者となられても遠方の患者さんが多く、中には通所に2時間程度を要するなど、新規参加者を集めるのが容易ではない。その上、子育て世代の参加者であることから子どもさんの学校時間（下校時間）と被ることがあるなどカフェ開催時間帯の設定が難しい面がある。

【 所 見 】

「がん患者」と聴くとどうしても暗いイメージが付きまとうものである。

子育て世代のがん患者どうしだからこそ、カフェの実現が可能だったのかもしれない。

実際、カフェに参加した方々の想いとして「がんの告知、将来の不安から思い悩んでいた」が「共感できる仲間を持つことで前向きな気持ちになれた」との気持ちの変化が多く見られる。特に、子どもに対しての「がん告知」に関しては、社会的な配慮も含めて、「告知したことの弊害より告知しなかった弊害」を考えるようになられた方が多数いらっしゃるようで、支え合い共感してくれるだけでなく、同じ苦しみを理解、「同苦」してくれる仲間がいることが参加者の拠り所になっているのではないかと考える。

周りの者が「頑張れ」というのは容易いことであるけれど、がん告知を受け入れることを何とか拒否したい気持ちでいっぱいである闘病者本人にとっては「頑張りたいくても頑張れない」というのがおそらく本音ではないだろうか。不安な気持ちは簡単には払拭できるものではない。超高齢化社会を迎える我が国においては、50歳以上の2人に1人が何らかのがんに罹患し、前死亡者数の30%を占めるといわれると『がん＝死』という言葉が強烈的な印象となってしまうものである。

一方、医学の進歩も目覚ましく、術後の余命も延び、完治に至るケースも少なくない。また、人と話すことや笑うことは治療効果を上げることも知られている。「わかばカフェ」はそういった場を提供してくれるものであり、多くの人と関わりを持つことで、がんと正面から向き合い、乗り越えて行く希望を持たせてくれる場であると期待したい。

本市においても、支え合い共感できる仲間が集える場を設け、お互いが助け合い支え合える「共助」の場を増設するべきである。

○視察先：つくば市役所 科学技術・特区推進課

○視察先所在地：〒305-8555 茨城県つくば市研究学園 1-1-1 ☎029-883-1111

○視察目的・内容

【 目 的 】

つくばモビリティロボット実験特区について

【 調査項目 】

- ① つくばモビリティロボット実験特区の概要について
- ② 取り組みの成果について
- ③ 今後の課題について

【実績と成果】

- ① モビリティロボット実用化を目指す企業に対して、実証実験の支援等を通じ、ロボットの研究開発の促進と社会実装を促すとともに、社会システムのモデル発信を行い、低炭素社会や超高齢化社会等の社会問題の解決や観光振興、産業創出を含む地方創生を目指す。
- ② 平成23年6月からモビリティロボットの公道実験開始。平成27年7月には「一定の条件を満たした全国地域において公道走行が行える」ようになった。安全性などの評価を目的に公道実証実験を行うほか、防犯パトロールや通勤、観光ツアー等の社会実験を実施し社会的有効性の検証を行っている。
- ③ 道路運送車両法、道路交通法上、解決しなければならない問題がある。モビリティロボットは「車両」とされることから、歩道の走行が許可されない。したがって「車両扱いのまま歩道を走行させる」特例措置が必要となってくる。現在は暫定的手段として「つくばモビリティロボット実験特区」を活用し、実証実験を行っている。道路運送車両法の保安基準の緩和を地方運輸局に申請することが必要となる。
舞鶴市に当てはめて考えると、モビリティロボットの公道実証実験ができる、いわゆる走行可能な条件を満たす広大な土地もしくは軌道的な走行コースが必要とされることになる。このように「実験特区」以外での運行を目指すとなると各種申請や法的制限をクリアすることが求められる。

【 所 見 】

つくば市の取り組みとして、他の地域のモデルとなる低炭素社会づくりを重要視し、2013年に環境モデル都市に選定されている。目標達成のため市民をはじめ企業、大学・研究機関、行政が一体となって実現を目指している。

今回はモビリティロボット実験特区で行われている『低炭素車への変換』という部分を視察させていただいたことになる。

本市にあてはめて考えてみた場合、コンパクトシティーを目指す上においては、興味のある部分ではあるが、いささか課題が山積している感も否めない。まず、運行実施可能な場所の確保が第一条件となる。現在、本市において運行可能な場所となると難しいと言わざるを得ない。各観光施設の同線を考えるとどうしても専用道路の整備が必要になってくると思われる。一時的な集客にはつながるかもしれないが、長期的な目で見ると、現段階において十分な費用対効果を上げるには、条件的に厳しいのではないだろうか。次に運転者の技量の問題、少なからず講習を要する代物であることや普及率の低さから、安全性確保の面での事故の程度が予想できない。講習については僅かな時間で対応できるかもしれないが、完全に無事故が保障されるわけではない。常に万が一を考えておかなければならないことは言うまでもないことである。

結果として、高齢者の移動手段として、また旅行者の観光地巡りとして自動走行のモビリティロボットの活躍は価値あるものと判断するが、実用性という面では法的制限の範囲内から十分とは言えず、まずはこれらの制限をクリアすることが重要となる。その上で初めて、実用性を問えるのではないかと考える。

○視察先：八王子市役所 福祉部 障害者福祉課

○視察先所在地： 〒192-8501 埼玉県八王子市元本郷町 3-24-1

☎042-620-7311

○視察目的・内容

【 目 的 】

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例について

【 調査項目 】

- ① 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の概要について
- ② 取り組みの成果について
- ③ 今後の課題について

【実績と成果】

- ① 全ての人が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有するという認識に立ち、障害者（当事者）の実体験をベースに作り上げたオリジナリティーを出した条例である。市、指定管理者及び市の外郭団体において「合理的配慮の義務化」に努め、障害のある方がより安心して暮らせるよう条例改正を行い、まちづくりを進めている。
- ② 平成28年4月、国が「差別解消法」となる法律を施行したことにより、条例の改正を行う一方、パブリックコメントによる意見募集を実施するなど、障害者に対する理解を深めるセミナー、教育活動を行い障害者の社会参加を拡大してきている。
- ③ 障害に対する誤解や偏見により依然、日常生活において不利益を被る障害者は少なくない。そのため事業者に対する条例の周知方法が重要である。大型店舗、金融・不動産業者を中心にアンケート形式による障害者配慮の取り組み状況を尋ね、条例に対する理解を浸透させる必要がある。多くの人に「合理的配慮」とは何かを知ってもらう、子どものうちから障害者に対する理解を深める有効な教育が必要となる。市民一人一人がそれぞれの立場を理解し、尊重しながら協力し合えるよう条例の周知徹底が求められる。

【 所 見 】

視察前日に、相模原市緑区の障害者施設で痛ましい事件が起き、19名の尊い命が奪われたことに対し、亡くなられた方々やご遺族に対し、心よりお悔やみ申し上げます。今なお障害者に対する誤解や偏見は地域社会の抱える暗部であり、大きな問題といわざるを得ないものである。

人間社会にあつて「誰もが等しく教育を受け、生活できる社会」は憲法で保障され、今や当たり前のように言われるが、狭い地域の中においても現実には差別は無くならない。障害者に対する国や各都道府県の取り組みは現在、各市町村単位で進められるようになってきており、駅の階段や歩道改修によるバリアフリー化をはじめ、スロープや手すりの取り付けなど様々な支援や補助などが受けられるようになってきている。しかしそのどれもが行政サイドから発案されたものであるように思われる。

「八王子づくり条例」に関しては、「行政」が中心ではなく「当事者」である障害者を中心に施策を進めてこられたオリジナリティーを持った条例であることに注目させられる。特に市民・市内団体から声が上がリ、意見交換会を交え、請願採択となり、条例を作り上げた点は熱意と活力が伺える。障害者の社会進出については周囲からの偏見や誤解など多くの問題が付いて回るものである。こうした問題を条例化することによって市全体で解決していこうと取り組まれたことは素晴らしい。「八王子づくり条例」に関してはある意味、その本質は障害者の方に対しては、多額の費用を投じて行うハードな施策より、ちょっとした親切や心遣いといった日常の人を思いやる行動こそが大切なのではないかと教えられるものであった。